

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（373）」

2. 日時：平成29年9月25日 15時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他8名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年9月22日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（炉心損傷防止対策）のうち、「高圧・低圧注水機能喪失」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【高圧・低圧注水機能喪失】

- 原子炉水位が燃料有効長頂部以下となった場合の格納容器内の水素・酸素濃度の確認手段及び手順を整理して提示すること。
- 炉心損傷前における代替循環冷却系の実手順を整理して提示すること。
- 格納容器ベントの実施前に炉心損傷の有無の確認をした結果、炉心損傷があった場合の手順を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし